

裏面にご案内を記載しておりますので、ご確認ください。

国土交通省からのお願い

改正建築基準法・改正建築物省エネ法への対応状況等についてのアンケートを実施しております。結果は、今後の政策検討・立案に活用いたしますので、ご協力をお願いします。



ハガキで

右のアンケートハガキを切り取り、アンケートにご回答（当てはまる回答の枠に✓）の上、ご返送ください。



WEB（スマートフォン）で

右記の回答ページへアクセスの上、ご回答ください。

上記より、アクセスしてください。

キ
リ
ト
リ
線
の
下

省エネ基準適合義務化について

- Q1** 貴社では 2025（令和7）年度から、戸建住宅を含む、原則すべての建築物の建築時に、省エネ基準への適合が義務付けられるをご存知でしたか。
A1. 1) 知っていた 2) 知らなかった（今回の送付物で初めて知った）
- Q2** 貴社では省エネ基準適合義務化に伴い、必要となる評価や手続き等を理解していますか。
A2. 1) 省エネ基準義務付け対象済みの中・大規模非住宅を設計したことがあり、理解している。
 2) 省エネ基準義務付け対象済みの中・大規模非住宅を設計したことはないが、理解している。
 3) 理解していない。
- Q3** 貴社では評価や手続き等についてどのようにして習得されましたか。または習得する予定ですか。
※複数選択可
A3. 1) 国土省が開催する対面の講習会を受講して習得（予定）
 2) 国土省が公開するオンライン講座を受講して習得（予定）
 3) 自身・自社にて習得（予定） ※1）、2）以外
 4) 自身・自社では習得せず、対応できる業者に外注する予定
 5) 設計業務は行わないので習得不要
 6) その他、未定

ハガキ返送・
WEB 回答期限

2024年1月31日（水）

裏面へ続きます

住宅・建築物の設計・施工等に携わる皆さまへのご案内

2022(令和4)年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、2025(令和7)年4月(予定)から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

国土交通省では、これら制度の円滑な実施に向け、改正法に関する最新情報や住宅・建築物の省エネ対策などの様々なコンテンツを「ホームページ」等で随時提供しております。

今年度は、建築基準法・建築物省エネ法の概要が学べる「**改正法制度説明会**」や、各種手続き・申請図書の作成方法等が学べる「**設計等実務講習会**」を実施するとともに、同内容の動画を「**オンライン講座**」として公開いたします。また、正しい断熱施工技術を学べる「**断熱施工実技研修会**」も実施しております。これらの講習会等にご参加いただければ幸いです。

今回、これらの講習会等で使用するテキスト等を送付させていただきますので、皆さまの新制度への準備や理解向上にご活用ください。

取得したアンケートの結果については、政策の立案等に利用いたします。個人情報保護については、国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/report/file000018.html>)をご参照ください。

国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官(建築企画担当) 付

- A4. 1) ある 2) ない 3) 自社では施工しない 4) わからない
- A5. 1) 国交省が開催する対面の断熱施工実技研修会を受講し習得(予定)
 2) 自身・自社にて習得(予定) ※1) 以外
 3) 自ら施工は行わないので、習得不要 4) その他、未定
- A6. 1) 把握していた 2) 把握していなかった(今回の送付物で初めて知った)
- A7. <評価方法>
【住宅】①外皮 ※主なものを1つ選択
 1) 事務所内で標準計算を使って評価
 2) 事務所内で仕様基準を使って評価
 3) 外注して結果を評価 4) 業務予定がない 5) 未定
【住宅】②一次エネ ※主なものを1つ選択
 1) 事務所内で標準計算を使って評価
 2) 事務所内で仕様基準を使って評価
 3) 外注して結果を評価 4) 業務予定がない 5) 未定
【非住宅】 ※主なものを1つ選択
 1) 事務所内で計算して評価
 2) 外注して結果を評価 3) 業務予定がない 4) 未定
- <習得方法> ※主なものを1つ選択
 1) 国交省が開催する対面の講習会を受講して習得済み
 2) 国交省が開催する対面の講習会を受講して習得予定
 3) 国交省が公開するオンライン講座を受講して習得(予定)
 4) 自身・自社にて習得(予定) ※1)・2) 以外
 5) 対応できる業者に外注する予定のため習得不要
 6) 業務予定がないので習得不要 7) その他、未定
- A8. 1) 把握していた 2) 把握していなかった(今回の送付物で初めて知った)
- A9. 1) ある
 2) ない
- A10. 1) 国交省が開催する対面の講習会を受講して習得(予定)
 2) 国交省が公開するオンライン講座を受講して習得(予定)
 3) 自身・自社にて習得(予定) ※1)・2) 以外
 4) 対応できる業者に外注する予定のため習得不要
 5) 設計業務は行わないので習得不要
 6) その他、未定
- A11. 1) 把握していた 2) 把握していなかった(今回の送付物で初めて知った)
- A12. 1) 国交省が開催する対面の講習会を受講して習得予定
 2) 国交省が公開するオンライン講座を受講して習得予定
 3) 自身・自社にて習得予定 ※1)・2) 以外
 4) 自身・自社では習得せず、対応できる業者に外注する予定
- A13. 1) 仕様規定で検証予定(事務所内及び他社からの受注含む)
 2) 構造計算で検証予定(事務所内及び他社からの受注含む)
 3) 対応できる業者に外注して検証予定 4) 未定
- A14. 1) 1~4件 2) 5~19件 3) 20~49件 4) 50件~ 5) 設計しない

今年度は以下の取組を行っています

ホームページ(オンライン講座)

改正法に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明資料、オンライン講座などを公開しております。



オンライン講座 令和4年度改正法について

改正法制度説明会

(今年度分は終了、オンライン講座で受講可能)

改正法の概要(4号特例の見直し、構造基準のポイント、防火規制の合理化、省エネ適合義務制度など)を説明します。同内容の動画をオンライン講座で受講できます。(12月上旬頃公開予定)



専用HP

設計等実務講習会

改正法の概要、2階建て木造一戸建て住宅等に係る手続き、構造基準(壁量計算等)・省エネ基準の解説及び申請図書の作成方法などを説明します。詳しくは同封チラシをご確認ください。同内容の動画をオンライン講座で受講できます。(12月下旬頃公開予定)



専用HP

断熱施工実技研修会

建築大工技能者を対象とした「実技研修会」を実施します。実習用のモデルを使用して、床・壁・天井の部位ごとの断熱方法・気密確保等について講師の指導のもとで施工し、施工技術の習熟を図るとともに断熱施工に係る疑問や不安を解消します。



専用HP

- Q4. 貴社ではこれまで省エネ基準を充足した戸建住宅を施工したことがありますか。
- Q5. 貴社では省エネ基準を充足した戸建住宅の施工について、どのようにして習得されましたか。または習得する予定ですか。 ※複数選択可
- Q6. 貴社では「仕様基準」の内容(下部参照)について、把握されておりましたか。
- Q7. 貴社では省エネ基準の適合義務化以降、どのように省エネ基準への適合を評価する予定ですか。住宅・非住宅のそれぞれで主に使用する評価方法およびその習得方法(未習得の場合は今後の予定)を1つずつ選んでください。

住宅の「仕様基準(より簡便な省エネ基準)」について

戸建住宅や共同住宅の設計業務においては、「仕様基準」を用いることで、複雑な計算をすることなく、断熱材の種類や厚さ・窓サッシの仕様・エアコンや給湯機等の性能値のチェックのみで、省エネ基準・誘導基準への適合を評価することができます。仕様基準は2022(令和4)年11月に見直しされ、より簡便なものとなった他、誘導基準レベルの仕様基準が新設されたことにより、認定制度や補助制度等も利用可能となっています。2025(令和7)年4月(予定)以降の適合義務化では、通常は適合性判定の手続きを行う必要がありますが、この「仕様基準」を用いた場合、適合性判定を要しないという、手続面のメリットがあります(この場合、建築確認審査において、「仕様基準」への適合が確認されます)。

建築士が設計した建築物に係る審査省略制度(いわゆる4号特例)の見直しについて

- Q8. 貴社では2025(令和7)年度から、延べ面積200㎡以下かつ平屋建ての建築物を除き、戸建住宅を含む全ての建築物の建築確認において、構造審査等が行われることを把握しておりましたか。
- Q9. 貴社ではこれまで、自身・自社で設計した建築物について、次のいずれかの手続き等を行ったことがありますか。
●構造審査等が行われる建築物の建築確認 ●住宅性能評価
●長期優良住宅認定
●フラット35物件検査(適合証明書取得)(耐震性に関する基準を含むものに限る)
- Q10. 貴社では4号特例の見直しに対応した申請図書の作成や手続き等について、どのように習得されましたか。または習得する予定ですか。 ※複数選択可
- Q11. 貴社では木造軸組構法に関する構造関係規定(壁量や柱の小径の基準)が改正されることを把握しておりましたか。
- Q12. 貴社では木造軸組構法に関する構造関係規定(壁量や柱の小径の基準)の改正について、どのように習得する予定ですか。 ※複数選択可
- Q13. 貴社では木造軸組構法に関する構造関係規定(壁量や柱の小径の基準)への適合についてどのように検証する予定ですか。 ※複数選択可

貴社の戸建住宅の設計件数について

- Q14. 貴社では戸建住宅を1年間におおよそ何件設計していますか。